

第 1 2 節 交通の確保計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設の被害調査 ⇨ (被害が生じた場合) ⇨ 市及び府に報告 2 交通の確保 ⇨ 障害物の除去(廃棄又は保管) 3 復旧の順位 ⇨ 被害状況、緊急性、復旧の難易度を考慮 4 関係機関への連絡 連絡事項 ⇨ 運行状況、復旧状況、今後の見通し	道路河川課 土木管理室 西日本旅客 鉄道(株) 大阪府都市 開発(株) 南海バス (株)

第 1 計画の方針

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第 2 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道(株)、大阪府都市開発(株))

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設(市、府、近畿地方整備局、日本道路公団)

ア あらかじめ定められた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて和泉消防署、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第 3 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 鉄道輸送が不能な場合は、バス等により振替輸送を行い、人員及び物資の補給を行う。

エ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第4 西日本旅客鉄道(株)施設災害応急対策計画

災害時において、JR西日本阪和線の線路及び車両の保全を図り、旅客輸送の円滑化に努め、公共輸送機能を維持するものとする。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、西日本旅客鉄道株式会社の規程等に基づき実施するものとする。

(1) 災害等によりJR西日本旅客鉄道線路が不通になった場合は、JR西日本の各部局を動員するほか、防災関係機関に協力を求め、早期復旧を図るものとする。

線路の復旧に長時間を要すると認める場合は、振替え輸送又は自動車による代行輸送等を行うものとする。

(2) 防災関係機関より要請を受けた場合は、救助物資及び救援物資の輸送に努めるものとする。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、和泉市災害対策本部との相互連絡に努めるものとする。

2 連絡先

西日本旅客鉄道株式会社阪和線

和泉府中駅 TEL 0725 41 0259

第5 大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)施設災害応急対策計画

地震災害発生時においては、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに速やかに被害の復旧に当たる。

1 列車の運転取扱い

(1) 地震を感知し、列車の運転が危険と認められたときは、直ちに列車の緊急停止を行う。

(2) 地震の状況により、「運転取扱心得」及び「運転関係単行達示報」に基づき、次の運転規制を行う。

(ア) 震度5弱以上の場合

線路その他の施設の点検を実施し、異常の有無を確認の上、運転指令より運転方法について指令する。

(イ) 震度4以下の場合

線路その他の施設の点検確認を行い、時速25キロメートル以下の注意運転を運転指令より指令し、異常のないことを確認したときは、順次平常運転に復帰させる。

2 連絡体制

災害発生時においては、「鉄道災害対策実施規程・要領」に基づき、災害の状況に応じた動員体制と連絡方法により、必要な要員の招集と関係機関への連絡を行うとともに、正確な状況を迅速に把握する。

3 鉄道災害対策本部及び現地対策本部の設置

災害発生時においては、「鉄道災害対策実施規程・要領」に基づき、鉄道災害対策本部及び現地対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代替輸送、救護活動等の災害対策を行う。

4 案内広報体制

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、復旧見込み等必要な事項について、正確な情報の収集、提供を行い、混乱防止を図る。

報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報の提供を行う。

5 応急復旧体制

(1) 復旧現場と連絡を緊密にし、正確な状況把握を行い、鉄道災害対策本部及び現地対策本部において、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等を計画・策定し、速やかな復旧を図る。

(2) 列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、バスによる代行輸送又は、他運輸機関による振替輸送又は代行輸送を実施する。

6 連絡先

大阪府都市開発株式会社

泉北高速鉄道運輸部運輸企画課

TEL 0725 57 3001

土曜、日曜、祝日及び夜間

運転指定 TEL 0725 57 0421

第6 南海バス施設災害応急対策計画

災害時におけるバス路線及びバス施設の保全を図り、旅客の輸送の円滑化に努め、公共輸送機関としての機能を維持するものとする。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、南海バス株式会社営業部の災害対策規定等に基づき実施するものとする。

(1) 災害時においてバス路線が不通になった場合は、状況により迂回路による変更路線を選定し、旅客輸送の確保を図るほか、隣接営業所との相互救援体制により代行輸送を行うものとする。

(2) 気象予警報等が発令された場合には、異常気象時における処理要領に基づき、旅客輸送の安全確保について万全を期するものとする。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、和泉市災害対策本部との相互連絡に努めるものとする。

2 連絡先

南海バス株式会社営業部

光明池営業所

和泉市光明台一丁目39番地 1 TEL 0725 56 3931